

かんたんな労務知識

～ まもなくマイナンバー通知カードが届きます ～

秋涼爽快の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。朝晩の気温の変化で風邪などひかないよう、体調管理には気を付けてお過ごし下さい。

さて、皆様ご存知のとおり平成28年1月よりマイナンバー制がスタートします。それにむけて、そろそろ日本に住所を有するすべての国民にマイナンバーが交付されます。マイナンバーは、とても大切な個人情報ですので、厳重に保管しましょう。

マイナンバーを使用する手続きについて

●平成28年1月～

- ・雇用保険に関する届出事務
- ・源泉徴収に関する作成・届出事務

●平成29年1月～

- ・健康保険・厚生年金に関する届出事務
- ・国民年金第3号被保険者に関する届出事務

東海労務保険事務所(西三河労務管理センター)で各種事務手続きを代行している企業様につきましては、皆様のマイナンバーを弊社にてお預かりさせていただきます。

弊社とのマイナンバーの伝達方法について

お客様と弊社とのマイナンバー情報のやり取りは、安全管理対策として以下の方法で行わせて頂きます。

- ① 直接お伺いし、資料を手渡す。
- ② 書留郵便等の配達記録付き郵便で郵送。
- ③ パスワード設定された添付ファイルによるパソコンでのメール。



NGなマイナンバー伝達方法

以下の手段でのマイナンバー情報の伝達は、安全管理(漏えい防止)のため控えましょう!!

- ① 電話・FAXで伝える。
- ② 普通郵便での郵送。
- ③ パスワード設定のないパソコンでのメール。



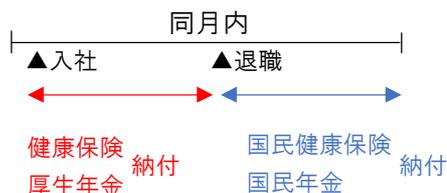
～ 同月中に入社・退社した場合の社会保険の取扱いが変更になります ～

平成27年10月1日より…

入社した月の同月内に退職した場合、その月の社会保険料(健康保険・厚生年金)の負担がなくなります。

※ただし、同月内に限るため、短期間であっても月をまたいだ場合は1カ月分の社会保険料が従来通りかかります。

【改正前】…社会保険と国保・国年の2重負担でした



【改正後】…国保・国年のみの負担になります



当事務所では、企業様からお預かりする個人番号の安全な運用・保管に努めるとともに、社内規程等のマイナンバーに関するご相談についても対応させていただきます。